

事業所・企業統計とは

1 目的と利用

事業所・企業統計調査は、我が国すべての事業所の地域別、産業別、従業者数等の実態を明らかにするとともに、各種統計調査の事業所及び企業の名簿を得ることを目的としています。

2 調査の沿革

統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始し、平成8年調査から「事業所・企業統計調査」と名称を変更して実施しています。

昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに国、地方公共団体を含めた調査を実施し、またその中間年には民営事業所を対象とした簡易調査を実施しています。

3 調査の対象

個人経営の農林漁業を除く、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業などすべての事業所を対象としています。

4 調査する事項

名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、事業の種類など

5 調査の方法

総務省統計局—県—市町村—指導員—調査員—民営事業所の流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法により行っています。

6 集計結果の公表

全国、県、市町村ごとに、事業所・企業それぞれに関する事項を集結し、結果を刊行物、インターネットなどで公表します。